

広島県告示第五百二十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定によって、次の指定医療機関から診療所等を廃止した旨の届出があった。

平成二十年五月二十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
佐野内科医院	府中市鵜飼町六九九番一〇号	平成二〇年三月二日
林医院	三次市向江田町二二二八番	平成二〇年二月二五日
アイビー眼科	廿日市市宮内四三一一番五号	平成二〇年三月二日
佐々木医院	安芸高田市向原町坂四二八番二号	平成二〇年三月二日
安芸太田町戸河内病院	山県郡安芸太田町大字戸河内八〇〇番 一号	平成二〇年三月二日
櫻クリニック	安芸郡府中町柳ヶ丘四〇番一二号二階	平成二〇年三月二日